

重 要 事 項 説 明 書

(小規模多機能型居宅介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第34号第169条において準用する第3条の7に基づいて当時業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 東根福祉会
事業者の所在地	東根市本丸南一丁目10-16
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 横尾 昭男
電話番号	0237-43-6980

2 ご利用施設

施設の名称	小規模多機能施設 本丸ホーム
施設の所在地	東根市本丸南一丁目10-16
施設長名	施設長 磯貝 真
電話番号	0237-43-6611
ファクシミリ番号	0237-43-6981

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	指定番号	利用定数
地域密着特別養護老人ホーム	平成19年11月	691700025	29人
小規模多機能型居宅介護事業	平成19年11月	691700017	29人

(介護予防含む)

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、利用者に対し、適切なサービスを提供することで、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことを目的とします。
施設運営の方針	当施設にあつては、利用者の意志及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。

5 施設の概要

敷地および建物	地域密着型特別養護老人ホームと共用
敷地	3,518.99㎡

建物・居室	構造	木造平屋建て
	延べ床面積	696.75㎡
	利用定員	18名

居室の種類	室数	面積	一人あたりの面積	定員
個室	5室	9.9㎡	9.9㎡	定員1名
個室	2室	9.7㎡	9.7㎡	定員1名

その他主な設備		地域密着型特別養護老人ホームと共用	
施設の種類	数	面積	その他
食堂・リビング	1室	28.2㎡	システムキッチン・IHクッキングヒーター設置
個別浴室	1室	5.17㎡	小型介護浴槽1台
ランドリールーム	1室	15.73㎡	業務用洗濯機・乾燥機・汚物除去機設置
休養室(タタミ部屋)	1室	14.9㎡	段差あり
休養室(タタミ部屋)	1室	16.6㎡	段差なし
便所	2箇所		1箇所に男子便器を設置
面会室	1室	10.5㎡	

6 職員体制(主たる職員)

2025/4/1現在

従業者の職種	職員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1名		1					社会福祉士・介護福祉士
管理者	1名		0.5			1		認知症対応サービス事業管理者研修
計画作成担当者	1名		0.5			1	1	介護支援専門員 計画作成担当者研修
看護師	1名	1				1	6以上	准看護師
介護員	7名	7		2		8.2		介護福祉士・介護支援専門員・ヘルパー2級
管理栄養士	1名		1					管理栄養士
事務員	1名		1					社会福祉主事・介護福祉士

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	職務内容
施設長	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)兼務で勤務 4週8休	運営管理の統括
管理者	正規の勤務時間帯(9:00～18:00)常勤で勤務 4週8休	業務の一元的な管理
計画作成担当者	正規の勤務時間帯(9:00～18:00)兼務で勤務 4週8休	小規模多機能型居宅介護計画の作成等
看護師	勤務時間帯(7:30～16:30・8:00～17:00・8:30～18:30)で勤務 4週12休	健康管理に関すること
介護員	・早番(7:00～16:00) ・中勤(8:00～17:00) ・遅番(9:30～18:30) ・準夜勤(13:00～22:00) ・深夜勤(22:00～7:00) 原則として職員1名あたり利用者3名のお世話をいたします。	生活のサポート及び介護全般
管理栄養士	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)兼務で勤務 4週8休	栄養管理に関すること
事務員	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)兼務で勤務 4週8休	利用料の請求、支払いなど

8 営業日および登録・利用定員、ご利用の方法

営業日	年中無休・24時間営業 ・通いサービス(7:00～21:00) ・宿泊サービス(21:00～7:00) ・訪問サービス(24時間)
登録・利用定員	登録定員 29名 (介護予防を含む) ・通所サービスの利用定員 18名 ・宿泊サービスの利用定員 7名
ご利用の方法	ご利用についての、お問い合わせ・ご相談は常時管理者が承っております。

9 サービス提供地域

事業実施地域	・東根、東根中部、長瀬、小田島
--------	-----------------

10 小規模多機能型居宅介護サービスの概要

(1)介護保険給付対象サービス

種類	内 容	利 用 料
サービスの内容	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。	介護報酬の告示上の額(ただし法定代理受領の場合は居宅介護(支援)サービス基準の1割又は2割又は3割相当、法定代理受領でない場合は、居宅介護(支援)サービス基準額相当額です。)

種 類	内 容	利 用 料
通いサービス	事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。	介護報酬の告示上の額(ただし法定代理受領の場合は居宅介護(支援)サービス基準の1割又は2割、又は3割相当、法定代理受領でない場合は、居宅介護(支援)サービス基準額相当額です。
訪問サービス	利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。	
宿泊サービス	一時的な施設への入所となり、食事、入浴、排泄等の世話や機能訓練を行います。	

(2) 介護保険給付対象外サービス

通常の事業実施地域外への送迎費用	・当施設の事業実施地域外への送迎において右記の範囲に該当する場合、右記の料金をいただきます。	・通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 50円
通常の事業実施地域外への交通費	・当施設の事業実施地域外への訪問において右記の範囲に該当する場合、右記の料金をいただきます。	・通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 50円
食事の提供に要する費用	・栄養士の指導のもと、栄養と利用者の心身の状態に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食費は給付管理外です。) ・食事はできるだけ離床して、食堂でとっていただけるよう配慮いたします。 (食事時間) 朝食(8:00～9:00) 昼食(12:00～13:00) 夕食(17:30～18:30)	・朝食 420円 ・昼食 830円 (おやつ代を含む) ・夕食 490円 ※1食毎の料金となります。 ・ご飯のみ 150円 ・おかずのみ(朝食) 270円 ・おかずのみ(昼食) 680円 ・おかずのみ(夕食) 340円
宿泊に要する費用	・施設利用時における個室料金、光熱水費、寝具・リネン代について、右記の料金をいただきます。	・1泊 3,000円
オムツ代	・原則としては、ご持参いただくこととなっていますが、持参されない場合や不足した場合は、右記の料金をいただきます。	・カバータイプオムツ 1枚 80円 ・はくパンツ 1枚 80円 ・尿取りパット 1枚 50円
日常生活費	・右記については、別途実費でお支払いいただきます。 理美容代 趣味活動教養娯楽費	・理美容代 実費 ・趣味活動教養娯楽費 実費

11 支払い方法

金融機関より自動引落としになります。現在ご利用の金融機関をご指定下さい。(自動引落とし契約を結びます。)引落日は、利用翌月の26日になります。利用翌月の10日までには、前月分の利用明細及び請求書を送付いたしますので、26日までには指定した口座にご入金ください。お支払いいただくと領収書を発行いたします。

12 相談及び苦情等に対する窓口、処理体制及び手順

相談方法等	受付担当者： 管理者兼計画作成担当者 本間 政彦 ご利用時間： 午前8時30分～午後5時30分 (土日祝日を除く。) ご利用方法： 電話による相談 43-6611 直接来荘していただいたの相談又は訪問による相談 ※土日祝日及び緊急時は、対応者が担当者へ連絡を取り対応いたします。 ＜第三者委員による相談・苦情窓口＞ 受付担当者： 東根福祉会本部事務局 横尾 智 43-6980 解決責任者： 東根福祉会本部事務局長 村田 嘉正 ご利用時間： 午前8時30分～午後5時30分(土日祝日を除く) 第三者委員： 弁護士 伊藤 三之 評議員 遊佐 靖彦
-------	---

処理体制・手順	1. 受付 相談 2. 問題点の把握→苦情解決責任者 事務局長 村田嘉正へ報告→緊急な場合即時対応 3. 市への報告 4. 処理見込み期間の説明 5. 必要な調査の実施 6. 改善方法の検討 7. 利用者及びその家族への調査・対応結果の説明、報告 8. 職員へのサービス見直し結果・改善策の周知徹底 9. 市への報告(顛末報告等)
公的機関	次の機関において、苦情申し出ができます。 ※東根市健康福祉部福祉課介護保険係 電話番号: 0237-42-1111 ※山形県国民健康保険団体連合会介護保険課介護サービスに係る相談窓口 電話番号: 0237-87-8006

13 協力医療機関

医療機関の名称	北村山公立病院
院長名	國本 健太
所在地	東根市温泉町二丁目15-1
電話番号	0237-42-2111
診療科	内科・神経内科・外科・泌尿器科・その他
入院設備	ベット数 300床
救急指定の有無	有り
誓約の概要	当施設と北村山公立病院とは、入所者に病状の急変があった場合には、協力病院として優先的に治療を行っていただいております。
医療機関の名称	保坂 クリニック
院長名	保坂 淳
所在地	東根市さくらんぼ駅前二丁目7-22
電話番号	0237-41-1188
診療科	内科・外科・循環器内科・呼吸器内科・胃腸科
入院設備	なし
救急指定の有無	なし
備考	併設の地域密着型特別養護老人ホーム本丸ホームの嘱託医となっています。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「本丸ホーム消防計画」によって行います。			
近隣との協力関係	一日町・八日町・西楯町内会と近隣防災非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「本丸ホーム消防計画」によって、年3回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防火設備 (地域密着型特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知器	2箇所
	ガス漏れ報知器	あり		
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日: 令和7年4月1日 防火管理者: 磯貝 真			

15 当施設ご利用の際に留意いただく事項

緊急時の対応	・サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。
事故発生時の対応	・サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村、医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償	・当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。
緊急連絡先	・利用時に、緊急連絡先及びかかりつけ医についてお聞きいたしますが、留守になる場合や連絡先が変更になる場合等はすぐにご連絡ください。
身体拘束の禁止	・原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
医療機関への受診	・ご利用中に体調を崩した場合等は、ご家族による協力をお願いいたします。（緊急の場合は、この限りではありません。）
重度化や終末期に向けた対応について	・重度化した場合や終末期のあり方について、早い段階からご本人、ご家族、必要な関係者と話し合いの機会を設けて、意思の確認、方針の検討、共有など段階に応じて相談させていただきます。 ・入院となった場合も、状態に応じて、上記と同様に対応させていただきます。
居室・設備・器具の利用	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	・施設内は全館禁煙にご協力いただきます。
面会	・来訪者は、面会時間を厳守して、必ずその都度職員に届け出てください。面会時間は、原則AM8:30～PM6:30となっております。
迷惑行為	・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	・出来るだけ、貴重品の持ち込みはご遠慮いただきます。管理は施設の管理がいたします。
飲食物の持込	・治療目的以外のすべての飲食物の持込はお断りします。
守秘義務に関する対策	・事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。
利用者の尊厳	・利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。
サービス利用に当たっての留意事項	・利用者又はその家族は、体調の変化があった際は事業所にご一報下さい。 ・事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮下さい。 ・職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

小規模多機能型居宅介護サービスの利用開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地 山形県東根市本丸南一丁目10-16
事業所名 小規模多機能施設 本丸ホーム
管理者 本間 政彦
説明者 本間 政彦

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業所から小規模多機能型居宅介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人(選任した場合)>

住所

氏名 印

小規模多機能施設本丸ホーム料金一覧表

①介護保険自己負担額

2025/4/1

(1)基本料金(要介護度区分による)

要支援1	3,450円	月単位の 定額制 となります。月の途中での利用開始・契約終了の場合は 日割 で計算になります。
要支援2	6,972円	
要介護1	10,458円	
要介護2	15,370円	
要介護3	22,359円	
要介護4	24,677円	* サービス利用回数については、利用者の心身の状態等で異なります。詳細について、サービス計画作成時作成時に内容の検討を行います。
要介護5	27,209円	

(2)各種加算

初期加算	1日につき 30円	通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日より30日間。30日を超える入院後に利用を開始した場合も同様。
認知症加算(Ⅲ)	一月 760円	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者
認知症加算(Ⅳ)	一月 460円	要介護2に該当する認知症日常生活自立度Ⅱの利用者
看護職員配置加算(Ⅰ)	一月 900円	常勤の看護師を1名配置している場合
看護職員配置加算(Ⅱ)	一月 700円	常勤の准看護師を1名配置している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	一月 200円	認知症の行動・心理症状が認められ緊急に利用することが適当であると判断した場合、利用開始日より7日間を限度
口腔・栄養スクリーニング加算	一月 20円	利用開始及び利用中6ヶ月に口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合
科学的介護推進体制加算	一月 40円	利用者のADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直す等適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	一月 1,200円	職員間で総合的なマネジメントがされている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	一月 750円	介護福祉士を70%以上配置している場合もしくは10年以上の介護福祉士が25%

* 認知症加算については、各利用者毎に異なります。

①上記月額合計金額に、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 14.9%が別途、加算されます。

②上記月額合計金額に中山間地域等の小規模事業所加算として(10%)が別途、加算されます。

(3)減算

過少サービスに対する減算	登録利用者一人あたりの平均利用回数が、1週間に4回未満の事業所に適応。所定単位数に70/100を乗じた単位数で算定。
--------------	--

②食費(1食につき)

朝食	420円
昼食	830円
夕食	490円

* 昼食におやつ代を含みます。

③宿泊に要する費用(1泊)

個室料金	3,000円
光熱水費	
寝具・リネン代	

④オムツ代

尿取りパット	1枚 50円
はくパンツ	1枚 80円
カバータイプオムツ	1枚 80円

⑤理美容代・趣味活動教養娯楽費

実 費

⑥圏域外の通いの送迎費 (※圏域内は東根・長瀬・小田島地区)

通常の事業の実施地域を越えた地点より1kmあたり	50円
--------------------------	-----

⑦圏域外の訪問の交通費 (※圏域内は東根・長瀬・小田島地区)

通常の事業の実施地域を越えた地点より1kmあたり	50円
--------------------------	-----